

○福島県介護保険法施行条例

平成十一年十二月二十四日

福島県条例第六十四号

改正 平成一二年三月二四日条例第四九号

平成一八年三月二二日条例第二四号

平成二〇年三月二五日条例第二三号

平成二〇年一〇月一七日条例第七二号

平成二一年三月二四日条例第二五号

平成二一年七月一四日条例第七二号

平成二四年三月二一日条例第二三号

平成二四年一二月二八日条例第七九号

平成二六年一二月二四日条例第九五号

平成三〇年三月二三日条例第一八号

令和二年三月二四日条例第一一号

令和三年一二月二四日条例第九三号

令和五年三月二四日条例第一五号

〔福島県介護保険法に係る事務処理の特例に関する条例〕をここに公布する。

福島県介護保険法施行条例

(平一二条例四九・平二四条例二三・平二四条例七九・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例七九・追加)

(指定居宅サービス事業者として指定する者)

第二条 法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第八項に規定する通所リハビリテーション若しくは同条第十項に規定する短期入所療養介護に係る法第七十条第一項の申請にあつては、この限りでない。

(平二四条例七九・追加)

(指定居宅介護支援事業者として指定する者)

第二条の二 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(平二六条例九五・追加)

(指定介護老人福祉施設の指定に係る入所定員)

第三条 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。

(平二四条例七九・追加)

(指定介護予防サービス事業者として指定する者)

第四条 法第一百五十五条の二第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション若しくは同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護に係る法第一百五十五条の二第一項の申請にあつては、この限りでない。

(平二四条例七九・追加、平二六条例九五・一部改正)

(手数料の徴収)

第五条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	一件につき千四百円
	介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料	一件につき八千五百円
二 法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	一件につき四万六千円
三 法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	一件につき二千二百円
四 法第六十九条の七第二項の規定に基づく研修を受けようとする者	介護支援専門員再研修事務手数料	一件につき三万千円
五 法第六十九条の七第五項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証移転交付手数料	一件につき二千二百円

を受けようとする者		
六 法第六十九条の八第一項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者	介護支援専門員証更新手数料	一件につき二千二百円
七 法第六十九条の八第二項の規定に基づく介護支援専門員更新研修を受けようとする者	介護支援専門員更新研修事務手数料	ア 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修 一件につき三万千円 イ 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限る。） 一件につき二万八千円 ウ 実務経験者に対する更新研修（イに該当するものを除く。） 一件につき一万九千円
八 法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者	介護老人保健施設開設許可手数料	一件につき六万三千円
九 法第九十四条第二項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造	介護老人保健施設変更許可手数料	一件につき三万三千円

設備の変更を伴うものに限る。)の許可を受けようとする者		
十 法第七百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可を受けようとする者	介護医療院開設許可手数料	一件につき六万三千元
十一 法第七百七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可を受けようとする者	介護医療院変更許可手数料	一件につき三万三千元
十二 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第百十三条の二十三第一項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	介護支援専門員証書換え交付手数料	一件につき二千二百円
十三 省令第百十三条の二十五第一項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	一件につき二千二百円
十四 省令第四百四十条の六十八第一項第一号の規定に基づく主任介護支援専門員研修を受けようとする者	介護支援専門員主任研修事務手数料	一件につき四万六千元
十五 省令第四百四十条の六十八第一項第二号の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修を受けようとする者	介護支援専門員主任更新研修事務手数料	一件につき三万二千元

(平一八条例二四・全改、平二〇条例二三・平二〇条例七二・平二一条例二五・平二一条例七二・平二四条例二三・一部改正、平二四条例七九・旧第一条繰下・一部改正、平三〇条例一八・令二条例一一・令三条例九三・令五条例一五・一部改正)

(手数料の納付先)

第六条 法第六十九条の十一第一項の規定により同項の登録試験問題作成機関(以下「登録

試験問題作成機関」という。)が作成する試験の問題及び設定する合格基準を使用して法第六十九条の二十七第一項の指定試験実施機関(以下「指定試験実施機関」という。)が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の表一の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を当該指定試験実施機関を経て当該登録試験問題作成機関に納めなければならない。

2 指定試験実施機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の表一の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料を当該指定試験実施機関に納めなければならない。

3 法第六十九条の三十三第一項の指定研修実施機関(以下「指定研修実施機関」という。)が行う研修のうち介護支援専門員実務研修を受けようとする者は、前条の表二の項に規定する介護支援専門員実務研修事務手数料を、介護支援専門員更新研修を受けようとする者は、同表七の項に規定する介護支援専門員更新研修事務手数料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。

4 前三項の規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関に納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関の収入とする。

(令三条例九三・追加)

(手数料の納付方法)

第七条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。ただし、前条第一項の規定により登録試験問題作成機関に納めるもの、同条第二項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び同条第三項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。

(平一八条例二四・追加、平二四条例二三・旧第三条繰上・一部改正、平二四条例七九・旧第二条繰下、令三条例九三・旧第六条繰下・一部改正)

(手数料の免除)

第八条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(令三条例九三・追加)

(手数料の不返還の原則)

第九条 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(令三条例九三・追加)

(過料)

第十条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(平一二条例四九・追加、平一八条例二四・旧第三条繰下、平二四条例二三・旧第五条繰上、平二四条例七九・旧第三条繰下、令三条例九三・旧第七条繰下)

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第二四号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二三号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第七二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二五号)

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第七二号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第二三号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第七九号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第九五号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第一八号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第一一号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第九三号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第一五号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。